

計画作成年度	令和3年度
計画主体	田子町

# 田子町鳥獣被害防止計画

令和4年2月7日作成

## <連絡先>

担当部署名 田子町役場 産業振興課  
所在地 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81  
電話番号 0179-32-3111 (代表)  
0179-20-7115 (直通)  
FAX番号 0179-32-4294  
メールアドレス takko0401a@town.takko.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	田子町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ツキノワグマ	飼料作物 (デントコーン)	204 千円	0.5 h a
	果樹 (ブルーベリー、リンゴ、梨)	439 千円	0.14 h a
	野菜 (スイートコーン)	31 千円	0.02 h a
	小計	674 千円	0.66 h a
カラス	該当なし	－ 千円	－ h a
ニホンジカ	該当なし	－ 千円	－ h a
イノシシ	稲 (水稻)	297千円	0.4 h a
ハクビシン	該当なし	－ 千円	－ h a
アライグマ	該当なし	－ 千円	－ h a
合計		971 千円	1.06 h a

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	毎年7～9月に、山口、川代ノ上ミ、茂市、向山、遠瀬、川倉平、外記平地区において、山間部の飼料作物 (デントコーン)、果樹を中心に被害が発生しており、被害区域は年々増加傾向にある。
カラス	田子地区において、目撃情報はあつるものの、被害は把握されていない。
ニホンジカ	田子地区において、目撃情報はあつるものの、被害は把握されていない。
イノシシ	種場地区において、水稻への被害が確認されてから、被害区域は増加傾向にある。
ハクビシン	田子地区において、目撃情報はあつるものの、被害は把握されていない。
アライグマ	近隣市町村で目撃情報はあつるものの、被害は把握されていない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	金額	面積	金額	面積
ツキノワグマ	674千円	0.66ha	100千円	0.3 ha
カラス	－ 千円	－ ha	－ 千円	－ 千円
ニホンジカ	－ 千円	－ ha	－ 千円	－ ha
イノシシ	297千円	0.4ha	100千円	0.1 ha
ハクビシン	－ 千円	－ ha	－ 千円	－ ha
アライグマ	－ 千円	－ ha	－ 千円	－ ha
合計	971千円	1.06ha	200千円	0.4ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①ツキノワグマ (捕獲体制の整備) ・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実施 (捕獲機材の導入) ・箱わな 5台 (捕獲鳥獣の処理方法) ・捕殺、放獣	捕獲に従事する猟友会会員の高齢化に加え、捕獲業務の実施期間が農繁期と重なるため捕獲従事者が不足している。
	②カラス (捕獲体制の整備) ・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実施 ・定期的な捕獲活動 (平成29年度以降捕獲活動なし)	
	③ニホンジカ (捕獲体制の整備) ・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実施 ・センサーカメラを設置して個体数及び生息域の把握調査を実施	
	④イノシシ (捕獲体制の整備) ・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実施 ・センサーカメラを設置して個体数及び生息域の把握調査を実施	
	⑤ハクビシン ・目撃情報を収集するなど、生息域を把握	

	⑥アライグマ ・目撃情報を収集するなど、生息域を把握	
防護柵の設置等に関する取組	① ツキノワグマ 農家に対する爆音器やラジオによる追払い活動の指導、町単事業により電気柵購入費の1/2 (haあたり、44,000円上限)の補助を実施。	電気柵は被害軽減に効果的であるが、未設置の農地では被害が発生しており、設置の拡大が必要である。 ただし、電気柵を普及するためには設備経費の捻出が課題である。
	②カラス 被害農家に対し、被害ほ場において、爆音器の設置による追払い活動や放任園の除去又は防鳥テープの設置等を指導。	何れの対策も一定の効果はあるものの、十分ではなく猟友会による銃器捕獲が必要である。 ただ、会員の高齢化などから従事者が不足している。

#### (5) 今後の取組方針

野生鳥獣による農作物被害の軽減のため、町猟友会へ有害鳥獣捕獲業務委託を継続し、農家に対して電気柵購入を支援し、併せて自己防衛手段の意識啓発を行う。

また、効率的な捕獲活動と、鳥獣被害対策実施隊隊員の出動の負担軽減のため、自動撮影カメラ・捕獲罟遠隔監視システムなどのICT技術の活用を進め、鳥獣の種類や出没時期、被害状況等の把握・分析を行い、適正な捕獲を踏まえた捕獲体制の整備を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は、農林業者からの依頼を受けて、青森県猟友会田子支部の協力を得て、町が設置した「鳥獣被害対策実施隊」を派遣し、農林業等の被害状況確認、被害防止対策についての助言、巡回及び追払い等の活動を行うほか、必要に応じてわなや銃器による捕獲活動を行う。

また、町は、効果的な捕獲活動を実施するため、関係機関と連携して、被害状況を把握し、捕獲・追払い活動に関する情報を共有する。

わなやライフル銃以外の銃器での捕獲が困難な場合には、ライフル銃を大型獣（ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシ）の有害鳥獣捕獲において、安全かつ効果的な捕獲を行なうために使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ カラス ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ	鳥獣被害対策実施隊は、捕獲を実施する人員確保を図り、関係団体と連携して対策を実施する。 また、ツキノワグマ、イノシシについては、既存のわなを活用することとする。 なお、ニホンジカ、カラス、ハクビシン、アライグマについては、現状被害報告が無い場合、センサーカメラなどを利用し、個体数、生息域を把握して、捕獲方法等を検討しながら効果的な捕獲活動を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>① ツキノワグマ 被害のあった飼料作物や果樹のほか、農林業被害を防ぐため、加害個体を捕獲することとし、必要最小数とする。</p> <p>② カラス 近年被害報告はないものの、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め必要最小数捕獲する。</p> <p>③ ニホンジカ 被害報告はないものの、近年目撃情報が多発しており、農林業被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。</p> <p>④ イノシシ 繁殖力も強く、生息域や農林業被害の拡大、豚熱の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。</p> <p>⑤ ハクビシン 被害報告はないものの、近年目撃情報の報告があり、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。</p> <p>⑥ アライグマ 被害報告はないものの、近年目撃情報の報告があり、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。</p>					
(過去捕獲等実績)					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツキノワグマ	10頭	オス 5頭 メス 3頭	オス 3頭 メス 5頭	オス 8年 メス 2年	オス 3頭 メス 5頭
カラス	6羽	6羽	0羽	0羽	0羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣：ツキノワグマ  捕獲手段：箱わな、銃器  実施期間：農林業被害がみられる5月～11月頃  実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：カラス  捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く）、捕獲用わな  実施期間：5月～11月  実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ニホンジカ  捕獲手段：わな、銃器  実施期間：通年  実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：イノシシ  捕獲手段：わな、銃器  実施期間：通年  実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ハクビシン  捕獲手段：箱わな  実施期間：通年  実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：アライグマ  捕獲手段：箱わな  実施期間：通年  実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
田子町	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なし			

(2) その他被害防止に関する取組

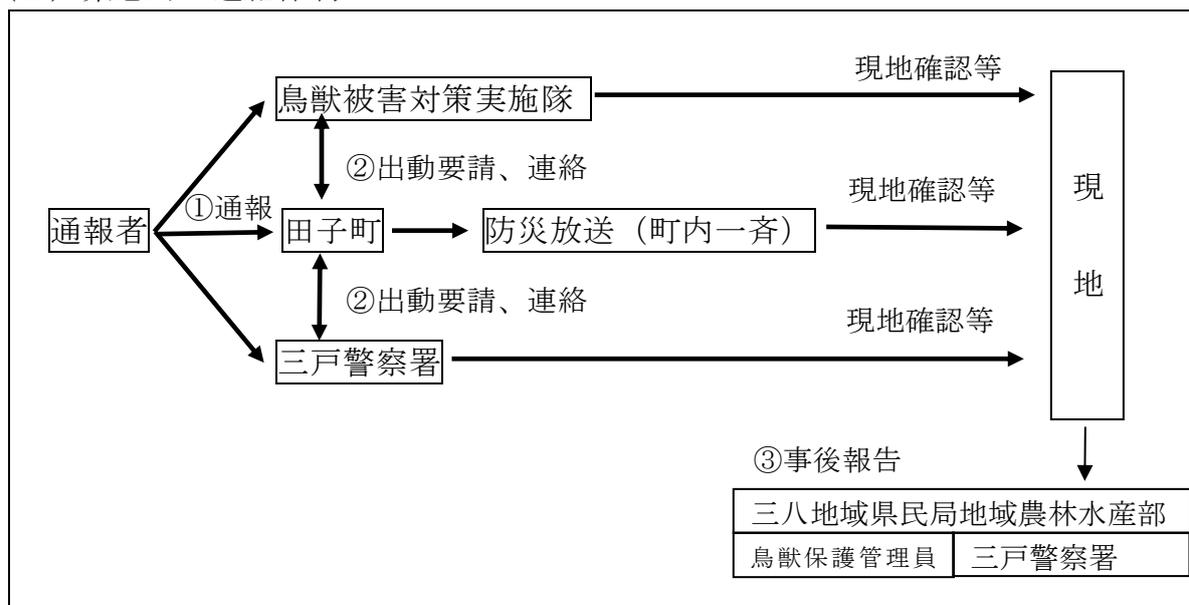
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ カラス ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ	農家及び町民に対し、緩衝帯の整備、収穫物の適期収穫、爆音器の設置、放任果樹の除去等の取組について、対象鳥獣に応じた指導を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認等</li> <li>・防災無線による注意喚起</li> <li>・実施隊、三戸警察署への出動要請及び連絡</li> </ul>
三戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場確認等</li> <li>・銃器等の取扱い指導、助言等</li> </ul>
三八地域県民局農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町への指導、助言、被害状況把握</li> </ul>
田子町鳥獣被害対策実施隊 ((一社)青森県猟友会田子支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見回り、現場確認等</li> <li>・捕獲対応</li> </ul>

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、田子町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、田子町有害鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である田子町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	田子町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
田子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整</li> <li>被害防止対策の実施</li> <li>有害鳥獣捕獲業務の決定機関</li> </ul>
三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室・林業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣捕獲の専門的指導、助言</li> </ul>

三戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地等での生活被害発生時の連携</li> <li>・銃器等の取扱い指導、助言</li> </ul>
八戸農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導</li> </ul>
三戸畜産農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導</li> </ul>
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物との共存に係わる助言、指導</li> </ul>
(一社)青森県猟友会田子支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲業務の実施</li> <li>・自己防衛対策の指導、助言</li> </ul>

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三八地方森林組合	林業被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>実施隊員は、青森県猟友会田子支部と、田子町産業振興課に所属する職員で組織する。</p> <p>別紙1 田子町鳥獣被害対策実施隊 体制図 参照</p>
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。</p> <p>また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有や対策の検討を行う。</p>
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
----

別紙 1

田子町鳥獣被害対策実施隊 体制図

